

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

同代理人

住所

氏名

弁護士

弁護士

他

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成25年6月14日付けで提起のあった、
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき平成25年5月22日付けで行った生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

本件の処理基準の適用は次のとおり誤っていることから、本件処分は取り消されるべきである。

(1) 年金担保貸付を利用したことは、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったこと。

審査請求人は平成22年2月頃からの住居（以下「前住居」という。）で一人暮らしを始めたが、前住居のすぐ南側には電車が、西側には電車が走っており騒音に悩まされ、結果として体調を悪化させることになってしまった。

環境的に体調を悪化させることになったので引っ越しせざるを得ない状況になり、仕方なく年金担保貸付を利用した。

審査請求人は、平成24年8月に借入金874,600円を受け取り、不動産業者に礼金や仲介手数料等234,100円を、引っ越し代として48,000円を支払い、その他引っ越しに付随する必要なものにお金を使い、残ったお金は生活費に充てて生活をしてきたことから、借入金をギャンブルや借金返済等のために利用したのではない。

以上のように、審査請求人は自分の体調の悪化を防ぎ健康を取り戻すためには引っ越しするしか方法がなくそのために年金担保貸付を利用したに過ぎず、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったと言える。

(2) 審査請求人が急迫状況にあること。

審査請求人は、年金担保貸付の返済後は1月あたり54,000円の収入となるが、家賃月額47,000円（共益費を含む。）を差し引くと月額1万円以下しか残らず、そのお金も光熱費等でほとんどなくなるので、食費等は、年金担保貸付の残りのお金で生活するしかなかった。

しかも、そのお金も底をつきかけており、一時は通帳の残額が47円しかない状況にまで陥っている。

また、審査請求人は体調が悪くなったためにわざわざ引っ越ししてきたのに、医療費が捻出できず、未だ病院に通えないでいる。

このままでは、最低限の生活すらままならない状況になり、審査請求人の生命、身体に重大な影響が生じることは明らかである。

したがって、審査請求人は、社会通念上放置しがたいと認められる程度の急迫状況にあるといえる。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成20年7月17日 審査請求人は、独立行政法人福祉医療機構から次の内容による年金担保貸付を借り入れる。
 - ・借入金額 1,210,000円
 - ・借入金受領日 平成20年7月17日
 - ・返済完了日 平成22年6月
- (2) 平成22年2月15日 審査請求人は、前住居に入居する。
- (3) 平成22年2月16日 審査請求人は、[REDACTED]福祉事務所（以下「[REDACTED]福祉事務所」という。）に保護を申請し、同事務所は同日付で保護を開始する。
なお、同事務所の保護開始に係る調書には、審査請求人が喘息、両目白内障、右目緑内障に罹患していることが記録されている。
- (4) 平成22年7月12日 審査請求人は、[REDACTED]福祉事務所にて担当者と面談し、上階の住人の騒音に悩み転居したいと相談するが、担当者はこれを認めない旨を回答する。
- (5) 平成22年8月23日 審査請求人は、[REDACTED]福祉事務所にて担当者と面談し、眼科医師が「路線の鉄粉で目が治りにくくなっているのでは」と言うとの理由で転居したいこと、また、敷金等は年金担保貸付を借り入れて工面すると相談したところ、担当者は、年金担保貸付は原則として認められないが、事務所内で協議して後日に返答する旨を回答する。
- (6) 平成22年8月31日 [REDACTED]福祉事務所の担当者は、審査請求人の前住居を訪問し事務所内協議の結果を次のとおり伝える。
 - ・年金担保貸付の利用は認められない。
 - ・利用するのであれば保護を廃止する。
 - ・眼科医師から病状聴取をしたうえで、療養上転居が必要と認め



られた場合には転居に要する費用を扶助することもありうる。

- (7) 平成22年9月14日 審査請求人は、[]福祉事務所にて担当者と面談し、眼科医師からは療養上転居が必要との文書は書けないと言われたと述べる。
- (8) 平成24年2月28日 []福祉事務所の担当者は、[]の[]医師に電話にて審査請求人の病状を聴取したところ、次の回答を得る。
- ・病名は慢性閉塞性肺疾患および狭心症。睡眠障害もある。
 - ・転居により直接的に病状が良くなるものではない。ただし、睡眠障害が解消されて間接的によくなることは考えられる。
- (9) 平成24年4月2日 []福祉事務所の担当者は、[]の呼吸器内科医師と面談して審査請求人の病状を聴取したところ、次の回答を得る。
- ・病状は喘息と慢性閉塞性肺疾患。
 - ・病状の観点から転居の必要性は全くない。
- (10) 平成24年7月19日 審査請求人は、独立行政法人福祉医療機構に対し、次の内容による年金担保貸付の申込みを行う。
- ・借入金額 900,000円
 - ・借入金受領日 平成24年8月17日
 - ・返済額 年金の支払期月（偶数月）ごとに60,000円
 - ・返済完了日 平成27年4月
- (11) 平成24年8月8日 []福祉事務所は審査請求人の知人からの電話連絡により、次の説明を受ける。
- ・審査請求人の長女（以下「長女」という。）は借金があるため、審査請求人が年金担保貸付を借り入れ、それにより返済した。
 - ・審査請求人は前住居を退居し、[]に転居した。
- (12) 平成24年8月13日 審査請求人は、[]福祉事務所にて担当者と面談し、同年7月31日に[]に転居したため、保護を辞退する旨を伝える。同事務所は、同年8月1日付けで審査請求人の保護を廃止する。
- (13) 平成24年11月1日 審査請求人は、処分庁に対して保護を申請する。この際、審査請求人は、年金担保貸付による借受金は転居に要した費用および長女の借金返済に消費した旨を説明する。
- (14) 平成24年11月20日 処分庁は、審査請求人が過去に年金担保貸付を利用したうえで保護を受給し、再び年金担保貸付を利用したうえで保護を申請したことから、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないとの理由で当該申請を却下する。
- (15) 平成24年12月3日 処分庁の担当職員は、当該申請を却下した理由を説明するため審査請求人宅を訪問する。その際、審査請求人は、年金担保貸付の利用は娘の借金を助けるためであった旨を説明する。
- (16) 平成25年4月25日 審査請求人は、処分庁に対して再度の保護を申請する。
- (17) 平成25年5月1日 処分庁の担当職員は、保護の申請に対する初動調査のため審査請求人宅を訪問し、次のことを聞き取る。

- ・食料の買い置きはなく、米はあと2、3日分しかない。
- ・家賃は1月遅れで年金支給月に支払っている。
- ・電気料金、ガス料金および水道料金の滞納はない。
- ・携帯電話料金は審査請求人の長男（以下「長男」という。）が支払っている。

(18) 平成25年5月22日 処分庁は、前記(14)と同じ理由により、本件処分を行う。

2 判断

(1) 関係法令の定め

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

したがって、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に充てるために消費するような場合には、資産活用を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないことと解される。

そのため、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。）第10の17は、過去に年金担保貸付を利用するとともに保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護の申請を行う場合には、「当該申請者が急迫状況にあるかどうか」および「保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか」といった事情を勘案したうえで、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えないとされている。

以上を踏まえたうえで、審査請求の理由(1)または(2)のいずれかが認められるかどうか、それぞれ検討を行う。

(2) 審査請求の理由(1)について

課長通知第10の17にいう「社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか」について、処分庁が主張するところは、審査請求人が~~〇~~福祉事務所に対して転居の希望を相談したところ、①同事務所は住環境が健康状態に悪影響を及ぼすか否かを担当医師から直接聞き取ったうえで転居の必要はないと判断していること、②同事務所は保護受給中の年金担保貸付の利用は認められないと審査請求人に説明していること、および③借受金のうち転居費用に消費した以外の残金は、審査請求人および知人が長女の借金返済に充てたと述べていることから、真にやむを得ない事情とは言えないとしている。

審査請求人は、①および②については、同事務所に転居の申し出は行っていないこと、同事務所から~~〇~~外に転居する場合は保護にて転居費用は扶助できないと説明を受けたため、転居費用は自ら捻出しなければならないと理解していたと主張する。

この点について、同事務所の面接記録をみるところ、審査請求人が転居を相談していること（認定事実(4)、(5)）、保護受給中の年金担保貸付の利用は認められず、療養上転居が必要と認められた場合には転居費用を扶助することもありうると説明していること（認定事実(5)、(6)）、同事務所が住環境と傷病との関係を担当医師から直接聞き取っている

ことなど（認定事実(7)、(8)、(9)）、長期に渡る経過が明確に記録され、その信憑性を疑う余地はないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

なお、①については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)一カは、被保護者が転居に際し、敷金を必要とする場合は、一定の範囲内で転居費用を扶助できると定め、この「転居に際して、敷金等を必要とする場合」に該当する場合の一つとして、課長通知第7-30は「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」としていることから、同事務所は、審査請求人の転居を必要とする理由がこれらの規定に該当するか否かを判断したものと解される。

ただし、これらの規定は、保護にて転居費用を扶助できる場合の要件を定めているものであって、課長通知第10の17がいう「社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか」の判断基準を直接的に定めているものではないから、同事務所は、保護にて転居費用を扶助できないと判断したにすぎない。

しかしながら、同事務所が担当医師から聞き取った内容は、前住居の住環境が審査請求人の傷病の悪化に直接的な影響を与え、自らの体調を取り戻すために転居する必要があったとまでは言えなかったことが窺える。

次に、③について審査請求人は、年金担保貸付は転居のために利用したこと、借入金を長女の借金返済のためと言った記憶はないこと、および借入金のうち転居費用に消費した以外の残金は生活費に充てたと主張する。

この点について、転居に要した礼金や仲介手数料が234,100円、荷物運搬料が48,000円であるに対して、年金担保貸付の借入金額が900,000円であることは不自然であるほか、処分庁および同事務所の双方の面談記録が、長女の借金返済に充てたと記録されていることを踏まえれば（認定事実(11)、(13)、(15)）、審査請求人は、借入金を長女の借金返済に充てたとの疑念は拭えない。

しかしながら、長女の借金返済に充てられた事実を証する資料等は確認できないだけでなく、一方で、生活費に充てた事実を証する資料等も確認できないことから、結局のところは、借入金のうち転居費用に消費した以外の残金の用途は不明というほかない。

以上を総合的に勘案すれば、そもそも、借入金のうち転居費用は一部でしかなく、残る大半の借入金の用途は不明であるが、これを言い換えれば、借入金の大半は「社会通念上、真にやむを得ない状況」のために借り入れたとする理由はいずれにも存在しない。

さらに、前住居は、電車路線の騒音等により住環境が悪かったことは窺えるものの、担当医師は住環境と傷病の悪化との直接的な関係性は無いとしていることから、転居するために年金担保貸付を利用したことも、「社会通念上、真にやむを得ない状況」であったとまでは言えないから、審査請求の理由(1)はこれを認めることはできない。

(3) 審査請求の理由(2)について

課長通知第10の17がいう「当該申請者が急迫状況にあるかどうか」は、法第4条第1項に定める保護の受給要件を満たしていない場合であっても、同条第3項は急迫した事由がある場合には必要な保護を行うことを妨げるものではないと定めていることを踏まえた規定であると解されることから、この「急迫状況」とは、生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。

これを本件についてみると、処分庁の提出した関係資料および審査請求人の反論書によ

れば、本件の保護申請時点における審査請求人の月当たりの収入は年金担保貸付の返済剰余金54,058円のみであり、同時点の手持ち金は9,000円、預貯金額は734円である。

支出については、家賃（共益費を含む。）は47,500円、同時期の電気代は約3,000円、ガス代は約2,200円、水道代が約3,000円程度であると窺えるが、同時点においてこれら光熱水費の滞納はなく、電話料金は長男が負担している。（なお、審査請求人は長女が負担していると主張する。）

また、食料については、米はあと2、3日分しかなく、食料の買い置き等はないことが窺える（認定事実(17)）。

これを踏まえ、処分庁は、光熱水費の滞納はないこと、電話代は子が負担していることから扶養義務者からの支援も受けていることにより（認定事実(17)）、社会通念上、放置し難いと認められる程度の急迫状態にあるとは言えないと主張する。

以上について検討するところ、処分庁の提出した関係資料によれば、審査請求人の傷病は、喘息および心臓疾患による定期的受診が必要であったと窺われる。

しかしながら、前記の月当たりの収入および支出をみると、審査請求人は、家賃および光熱水費を滞納なく支払うことが精一杯であって、食費および医療費に充てられる金銭はほとんど捻出できなかつたと推測される。

扶養義務者からの支援についても、子が電話代を負担していたものの、 福祉事務所で保護を受給する間において扶養義務者から仕送り等の支援を受けた事実は確認できないこと、また、本件の保護の申請における初動調査において、処分庁自らが扶養義務者からの支援は受けられないと判断していることを踏まえれば、食費や医療費を十分に賄えるほどの支援を受け続けることが可能と判断することはできない。

したがって、審査請求人は、生存および健康を維持することも危ういまでに著しい困窮状態にあり、社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫していたことから、審査請求の理由(2)はこれを認め、本件処分は不当と判断する。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 25年 10月 7日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子

